○近畿地方整備局告示第百九号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、加古川水系加古川、万願寺川及び東条川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、近畿地方整備局及び姫路河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十四年近畿地方整備局告示第百三十八号、平成二十一年告示第八十三号は、廃止する。

平成二十八年五月三十一日

近畿地方整備局長　山田　邦博

○近畿地方整備局告示第百十号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、揖保川水系揖保川、中川、元川、林田川、栗栖川及び引原川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、近畿地方整備局及び姫路河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十四年近畿地方整備局告示第百三十七号、平成二十年告示第九十七号は、廃止する。

平成二十八年五月三十一日

近畿地方整備局長　山田　邦博

○北海道開発局告示第百六十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年五月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考（キロメートル）
北海道苫前郡羽幌町字築別六三番一から同町字築別三〇番一まで	前	一四・五五～一六八・五一	一・二〇四
	後	一四・五五～一六八・五一	一・二一一
	B	一〇・七〇～一一六・一〇	一・二〇四
	A	一四・五五～一六八・五一	一・二〇四
	B	一〇・七〇～一一六・一〇	一・二一一

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部

○北海道開発局告示第百六十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年五月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百四十二号及び二百七十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考（キロメートル）
北海道中川郡本別町北八丁目一五番一から同町北五丁目一番一五まで	前	一四・一九～一六・五八	〇・三〇七
	後	一四・一九～一八・七一	〇・三〇七

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第百六十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年五月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百三十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考（キロメートル）
北海道広尾郡広尾町字美幌国有林十勝森林計画区十勝西部森林管理署一一四四林班ろ小班地内	前	一七・六三～一八・〇八	〇・〇二八
	後	四二・九五～四五・〇五	〇・〇二八

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第百七十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年五月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　本田　幸一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十二号	北海道苫前郡羽幌町字築別九〇五番から同町字築別三〇番一	北海道開発局及び同局留萌開発建設部

供用開始の期日　平成二十八年五月三十一日

官庁報告

官庁事項

関東地方整備局公示

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局京浜河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年5月31日

関東地方整備局長　石川　雄一

1　河川の名称　多摩川水系多摩川

2　廃川敷地等が生じた年月日　平成28年5月31日

3　廃川敷地等の位置　東京都八王子市小宮町1612番から1633番まで

4　廃川敷地等の種類及び数量　土地　21,309.22平方メートル

（図面省略）

5　河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定により、なお効力を有するものとされている河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書の規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この公示の日から3ヶ月以内に関東地方整備局長に下付の申請をしなければならない。